

悠悠年金定期積金「悠々楽々」

（平成26年4月1日現在）

| | |
|-----------------|---|
| 1. 商品名（愛称） | ○悠悠年金定期積金 愛称：「悠々楽々」 |
| 2. 販売対象 | ○個人のお客さまで次のいずれかに該当する方（お一人さま1口座に限ります） ・みどりしんきん年金友の会「会員」の方 ・満58歳以上の方で、当金庫で公的年金のお受け取りを予約していただいている方（予約会員の方） |
| 3. 募集総額 | ○3億円 |
| 4. 取扱期間 | ○平成26年4月1日～平成26年12月26日 ※募集総額に達した場合は取扱期間中であっても終了させていただきます。 |
| 5. 期間 | ○1年、2年、3年 |
| 6. 払込 | |
| (1) 払込方法 | ○契約期間中毎月1回、所定の払込日に掛金の払込ができます。 |
| (2) 払込金額 | ○1万円以上5万円以下 |
| (3) 払込単位 | ○1,000円単位 |
| 7. 預入形態 | ○証書形式 |
| 8. 払戻方法 | ○満期日以後に一括して給付契約金を払戻します。 |
| 9. 制限事項等 | ○普通預金等から自動振替による受入れは原則お取扱いできません。 |
| 10. 利息（給付補てん金） | |
| (1) 適用金利 | ○固定金利 ○期間1年の場合 契約時の店頭表示金利に年0.10%を上乗せした金利を約定利率として満期日まで適用します。 ○期間2年または3年の場合 契約時の店頭表示金利に年0.15%を上乗せした金利を約定利率として満期日まで適用します。 |
| (2) 給付補てん金の支払方法 | ○給付補てん金は満期日以後に一括して支払います。 |
| (3) 計算方法 | ○給付補てん金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算します。 |
| 11. 税金 | ○給付補てん金には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（マル優はご利用できません。） ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税」が課税されますので、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。 |
| 12. 手数料 | — |

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>13. 中途解約時の取扱い</p> | <p>○満期日前にご解約される場合は下記の期限前解約利率（小数点第3位以下切捨て）により利息相当額を計算し、この積金のお掛込相当額とともにお支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日の普通預金利率 ・ 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 解約日の普通預金利率を下限とし、約定利率×60% |
| <p>14. 金利情報の入手方法</p> | <p>○金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードでご確認ください。</p> |
| <p>15. 苦情処理措置 ・ 紛争解決措置</p> | <p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部業務課（9時～17時、電話：0824-72-5588）にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記業務部業務課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京弁護士会、当金庫業務部業務課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p> |
| <p>16. その他参考となる事項</p> | <p>○この商品のお申し込みは、年金をお受け取りまたは年金を予約した店舗に限らせていただきます。</p> <p>○払込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定利回り（年365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。</p> <p>○満期日以後の利息は、解約日における普通預金利率により計算します。</p> <p>○預金保険制度の付保対象預金です。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</p> |